



# 鳥取県公報

平成 29 年 9 月 1 日 (金)  
第 8 9 3 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (562) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	知事指定薬物の指定 (563) (医療指導課) . . . . . 2
	知事指定薬物の指定の失効 (564) (〃) . . . . . 3
	大規模小売店舗の新設の届出 (565) (企業支援課) . . . . . 3
	保安林の指定の解除予定 (566) (森林づくり推進課) . . . . . 4
	平成29年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度 (567) (〃) . . . . . 5
	砂利採取法による採取計画の認可の公表 (568) (西部総合事務所米子県土整備局) . . . 6
◇ 教委告示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (26) (社会教育課) . . . . . 6
◇ 公 告	平成29年度後期技能検定の実施 (労働政策課) . . . . . 7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (情報政策課) . . . . . 10
	総合評価一般競争入札の実施 (〃) . . . . . 14

# 告 示

## 鳥取県告示第562号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
医療法人同愛会	米子市両三柳1880	訪問看護ステーション博愛	米子市両三柳1880	訪問看護	平成19年4月1日

### 2 介護予防事業者

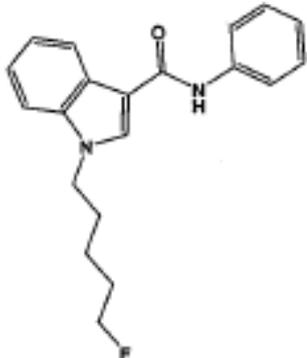
名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
医療法人同愛会	米子市両三柳1880	指定介護予防訪問看護事業所訪問看護ステーション博愛	米子市両三柳1880	介護予防訪問看護	平成19年4月1日

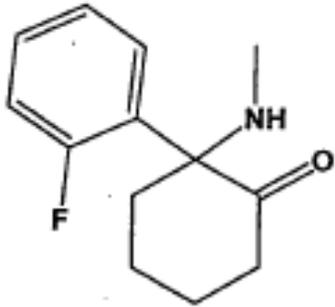
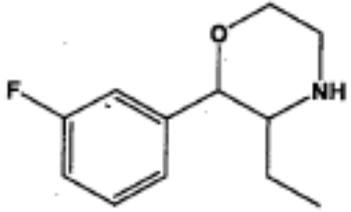
## 鳥取県告示第563号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
29-知(1)-4	L T I -701	<p>1-(5-フルオロペンチル)-N-フェニル-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類</p> 

<p>29-知(1)-5</p>	<p>2-Fluorodeschloroketamine、2-FDCK</p>	<p>2-(2-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類</p> 
<p>29-知(1)-6</p>	<p>3F-Phenetrazine、3-FPE</p>	<p>3-エチル-2-(3-フルオロフェニル)モルフォリン及びその塩類</p> 

鳥取県告示第564号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成29年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
29-知(1)-1	Deschloroketamine、DXE、DCK	平成29年6月23日	平成29年7月1日
29-知(1)-2	4-CMA、p-CMA	〃	〃
29-知(1)-3	CUMYL-4CN-BINACA	〃	〃

鳥取県告示第565号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成29年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス吉成店  
鳥取市吉成字打明725-1ほか
- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成30年4月22日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,355平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ア 位置 9の書類に記載のとおり
    - イ 収容台数 91台
  - (2) 駐車場の位置及び収容台数
    - ア 位置 9の書類に記載のとおり
    - イ 収容台数 40台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
    - ア 位置 9の書類に記載のとおり
    - イ 面積 82平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - ア 位置 9の書類に記載のとおり
    - イ 容量 17.35立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
終日
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
終日
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ア 出入口の数 2か所
    - イ 位置 9の書類に記載のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
終日
- 8 届出年月日  
平成29年8月21日
- 9 縦覧に供する書類  
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間  
平成29年9月1日から4月間
- 11 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 12 意見書の提出  
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

#### 鳥取県告示第566号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
米子市富益町字新開式22の22、字新開参24の12
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

#### 鳥取県告示第567号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、保安林の平成29年度における皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成29年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

同一の単位とされる保安林			皆伐面積の限度 (ヘクタール)
指定目的	単位区域名	所在場所	
水源の涵養 <sup>かん</sup>	鳥取地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域を除く。）及び岩美郡	924.36
	八頭地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	2,913.75
	倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	1,752.18
	米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡江府町	804.75
	日野地区	日野郡日南町及び日野町	1,714.94
土砂の流出の 防備	鳥取	鳥取市	172.32
	米子	米子市	0.24
	倉吉	倉吉市	62.08
	岩美	岩美郡岩美町	105.10
	若桜	八頭郡若桜町	16.10
	智頭	八頭郡智頭町	15.26
	八頭	八頭郡八頭町	21.64
	三朝	東伯郡三朝町	53.30
	湯梨浜	東伯郡湯梨浜町	37.34
	琴浦	東伯郡琴浦町	50.17
	北栄	東伯郡北栄町	0.14
	大山	西伯郡大山町	51.87
	南部	西伯郡南部町	7.16
	伯耆	西伯郡伯耆町	14.30
	日南	日野郡日南町	4.18
	日野	日野郡日野町	16.82
江府	日野郡江府町	4.56	
干害の防備	高路	鳥取市高路	0.00
	赤波	鳥取市用瀬町赤波	1.56
	水谷	鳥取市鹿野町水谷	0.96
	本宮	米子市淀江町本宮	1.08
	志津	倉吉市志津	0.30

	栗 尾	倉吉市栗尾	1. 82
	大 原	倉吉市大原	0. 68
	長 谷	岩美郡岩美町大字長谷	4. 16
	喜 才 谷 山	八頭郡八頭町船岡殿字喜才谷山	0. 40
	明見谷東平	八頭郡八頭町船岡殿字明見谷東平	0. 44
	池ノ内下平	八頭郡八頭町水口字池ノ内下平	0. 96
	槻 下	東伯郡琴浦町大字槻下	0. 10
	金 屋	東伯郡琴浦町大字金屋	0. 68
	杉 地	東伯郡琴浦町大字杉地	0. 66
	大 谷	東伯郡北栄町大谷	1. 48
	孝 靈 山	西伯郡大山町宮内、坊領、赤松字門野及び長田字孝靈山	14. 42
	法 勝 寺	西伯郡南部町法勝寺	0. 44
	大 谷 奥	西伯郡南部町伐株字大谷奥	0. 08
公衆の保健	東 部 地 区	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	91. 52
	中 部 地 区	倉吉市及び東伯郡	34. 36
	西 部 地 区	米子市、西伯郡及び日野郡	8. 32

## 鳥取県告示第568号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成29年 9 月 1 日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社西山工業 代表取締役 西山 勲	米子市夜見町 1936-1	米子市富益町 字新開拾壱193 外4筆 (2,015.8平方 メートル)	砂(3,907.57立方 メートル)	平成29年8月16日 から平成30年8月 15日まで	平成29年8月16 日

## 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第26号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年 9 月 1 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
「本でつなぐわたしたちの未来プロジェクト2017」中学生ポップコンテスト審査会	「本でつなぐわたしたちの未来プロジェクト2017」中学生ポップコンテストにおける優秀な作品の選考に関する事項	平成29年9月1日 から同年11月 30日まで	社会教育課

# 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第46条第2項の規定に基づき、平成29年度後期実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成29年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 技能検定を実施する等級別の職種（作業）

### （1）特級

金属熱処理  
機械加工  
放電加工  
金属プレス加工  
めっき  
仕上げ  
機械検査  
電子機器組立て  
空気圧装置組立て  
建設機械整備  
紳士服製造  
プラスチック成形

### （2）1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）  
鍛造（プレス型鍛造作業）  
ロープ加工（ロープ加工作業）  
機械検査（機械検査作業）  
電気機器組立て（シーケンス制御作業）  
鉄道車両製造・整備（鉄道車両点検・調整作業）  
空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）  
農業機械整備（農業機械整備作業）  
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）  
石材施工（石材加工作業）  
建築大工（大工工事作業）  
かわらぶき（かわらぶき作業）  
配管（建築配管作業、プラント配管作業）  
型枠施工（型枠工事作業）  
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）  
コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）  
防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシート  
トーチ工法防水工事作業）  
ガラス施工（ガラス工事作業）  
機械・プラント製図（機械製図CAD作業）  
塗装（鋼橋塗装作業）

### （3）3級

造園（造園工事作業）  
機械加工（普通旋盤作業）

機械検査（機械検査作業）  
 電子機器組立て（電子機器組立て作業）  
 電気機器組立て（シーケンス制御作業）  
 内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）  
 家具製作（家具手加工作業）  
 建築大工（大工工事作業）

## (4) 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）  
 樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

## 2 技能検定の方法

実技試験及び学科試験

## 3 技能検定試験の実施期日等

## (1) 実技試験

## ア 実施期日

平成29年12月4日（月）から平成30年2月18日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

## イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

## ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成29年11月27日（月）から鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

## (2) 学科試験

## ア 実施期日

## (ア) 特級

全職種 平成30年1月28日（日）

## (イ) 1級及び2級

職 種	実 施 期 日
鍛造、機械検査、電気機器組立て、配管、型枠施工及びガラス施工	平成30年1月21日（日）
さく井、鉄道車両製造・整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、防水施工及び機械・プラント製図	平成30年1月28日（日）
ロープ加工、空気圧装置組立て、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工及び塗装	平成30年2月4日（日）

## (ウ) 3級

職 種	実 施 期 日
電気機器組立て及び内燃機関組立て	平成30年1月21日（日）
造園及び家具製作	平成30年1月28日（日）
機械加工、機械検査、電子機器組立て及び建築大工	平成30年2月4日（日）

## (エ) 単一等級

全職種 平成30年2月4日（日）

## イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

## 4 手数料

## (1) 実技試験

## ア 特級

全職種 17,900円

## イ 1 級、2 級及び 3 級

職 種	手 数 料
機械・プラント製図	13,100円
機械検査	14,900円
上記以外の職種	17,900円

## ウ 単一等級

全職種 17,900円

エ イにかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち 2 級又は 3 級に該当するものを受検する 35 歳未満の者の実技試験の手数料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。なお、「35 歳未満の者」とは、次のいずれにも該当する者をいう（以下同じ。）。

(ア) 実技試験実施日が属する年度の 4 月 1 日において 35 歳に達していない者

(イ) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者

職 種	手 数 料
機械・プラント製図	4,100円
機械検査	5,900円
上記以外の職種	8,900円

オ イ及びエにかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち 2 級又は 3 級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。なお、「在校生等」とは、受検申請を行う日の時点で次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 法に基づく公共職業能力開発施設（県内に設置されているものに限る。）における訓練を受けている者（短期課程の普通職業訓練を受けている者を除く。）

(イ) 法に基づく認定職業訓練（県内で実施されているものに限る。）を受けている者（短期課程の普通職業訓練を受けている者及び就職者を除く。）

(ウ) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく高等学校（県内に設置されているものに限る。）又は同法に基づく中等教育学校（県内に設置されているものに限る。）の後期課程に在籍している者

(エ) 学校教育法に基づく専修学校（県内に設置されているものに限る。）又は同法に基づく各種学校（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

(オ) 学校教育法に基づく高等専門学校（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

(カ) 学校教育法に基づく短期大学（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

(キ) 学校教育法に基づく大学（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

職 種	手 数 料	
	35 歳未満の者	その他の者
機械検査（2 級に限る。）	2,900円	11,900円
機械検査（2 級を除く。）	2,900円	9,900円
造園、機械加工、電子機器組立て、電気機器組立て、内燃機関組立て、家具製作及び建築大工	2,900円	11,900円

## (2) 学科試験

3,100円

## 5 受検申請の手続

## (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 本人確認書類（運転免許証、保険証等の写し等）

ウ 職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 65 条の規定により実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

## (2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

住所 〒680-0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857-22-3494

## (3) 受付期間

平成29年10月2日（月）から同月13日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達による場合は、平成29年10月13日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り、受け付ける。

## (4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会配布する。

イ 申請書を郵送又は信書便による送達をする場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる職種以外の職種（法第47条第1項に規定する指定試験機関が実施する職種を除く。）についても、受け付ける。

エ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

オ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

カ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

## 6 合格者の発表等

## (1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、平成30年3月16日（金）に鳥取県庁本庁舎、東部庁舎、八頭庁舎、中部総合事務所、西部総合事務所及び西部総合事務所日野振興センターの掲示板等とその受検番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県ホームページ（とりネット）に掲載する。

## (2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成30年3月16日（金）付けの書面で通知する。

## (3) 技能検定合格証書の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定合格者には鳥取県知事名の合格証書を交付する。

## 7 その他

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会（電話0857-22-3494）又は鳥取県商工労働部雇用人材局労働政策課（電話0857-26-7209）に問い合わせること。

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 調達業務の名称及び数量

## 県立学校教職員パソコン用マイクロソフトライセンス調達業務 一式

## (2) 調達業務の仕様

入札説明書による。

## (3) 契約期間

契約締結日から平成34年10月31日まで。ただし、入札説明書に定める納入物の納入期限は、平成29年10月31日まで。

## (4) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が、文具・事務用機器類の事務・OA機器に登録されているものであること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成29年9月13日（水）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

## (2) 共同企業体に関する要件

ア 構成員は、(1)のア、ウ及びエの要件を全て満たしていること。

イ 競争入札参加資格の業種区分の文具・事務用機器類の事務・OA機器に構成員の1以上の者が登録されていること。

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成29年9月13日（水）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

- (イ) 共同企業体の名称
- (ウ) 構成員の名称及び所在地
- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資比率及び役割分担
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (コ) 取引金融機関
- (サ) 解散後のかし担保責任
- (シ) その他必要な事項

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札等に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課市町村連携・セキュリティ対策担当

電話 0857-26-7852

電子メール [jouhou@pref.tottori.lg.jp](mailto:jouhou@pref.tottori.lg.jp)

#### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

#### (3) 入札説明書等の交付方法

平成29年9月1日（金）から同月26日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

平成29年9月1日（金）から同月26日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

##### イ 交付場所

(1) に同じ。

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

平成29年10月12日（木）午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月11日（水）午後5時とする。

##### イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟第13会議室

## 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札は、紙入札により行うこと。
- (2) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参により 4 の(1)の場所に平成29年9月26日(火)午後5時までに提出しなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

## (1) Nature and quantity of the products :

Microsoft Academic Open License WINEDUE3 JPN UpgrdSAPk OLP NL Acdmc : 2246

Microsoft Academic Open License Windows Server 2016 CAL : 2246

Microsoft Academic Open License Microsoft Office Professional Plus2016 : 2246

## (2) September 26, 2017 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

## (3) October 12, 2017 10:00 AM : Time-limit for submission of tenders

(October 11, 2017 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

## (4) Contact point for the notice : Information Policy Division of General Affairs Department Tottori

Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan  
TEL : 0857-26-7852

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達の内容

### (1) 借入物品等の名称及び数量

庁内LANパソコン賃貸借 一式

ア ノート型パーソナルコンピュータ（借入） 2,564台

イ デスクトップ型パーソナルコンピュータ（借入） 94台

ウ インターネット接続用ノート型パーソナルコンピュータ（借入） 303台

エ モバイル型パーソナルコンピュータ（借入） 42台

オ ソフトウェア、ライセンス等（購入） 一式

### (2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

### (3) 借入期間

平成30年3月1日（木）から平成34年2月28日（月）までとする。ただし、平成30年度以降において、この公告に示した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

### (4) 納入期限

平成30年2月28日（水）。ただし、賃貸借料は同年3月1日（木）から支払うものとする。

### (5) 納入場所

入札説明書による。

### (6) 入札方法等

ア 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める仕様比較表を入札書とともに提出しなければならない。

イ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品等の賃借料（保守料等を含む。）の月額を入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。

### (7) 予算規模

月額8,757千円

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業または共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が、事務用機器のパソコン類に登録されているものであること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成29年9月13日（水）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 1の（1）に示した物品を所有し（本件調達に係る契約日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

## （2）共同企業体に関する要件

ア 構成員は、（1）のア、ウ、エ及びカの要件を全て満たしていること。

イ 構成員のうち1以上の者が競争入札参加資格を有し、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、構成員のいずれも当該業種区分の競争入札参加資格を有しない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加者名簿への登録に関する申請書類を平成29年9月13日（水）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体において（1）のオの要件を満たすこと。

エ 共同企業体は、2以上の者で自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

（ア） 目的

（イ） 共同企業体の名称

（ウ） 構成員の名称及び所在地

（エ） 代表者の名称

（オ） 代表者の権限

（カ） 構成員の出資比率

（キ） 構成員の責任

（ク） 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

（ケ） 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

（コ） 取引金融機関

（サ） 解散後のかし担保責任

（シ） その他必要な事項

## 3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

## 4 入札手続等

## (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部情報政策課地域・行政情報化担当  
電話 0857-26-7614  
電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

## (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課  
電話 0857-26-7431

## (3) 入札説明書等の交付の方法

平成29年9月1日（金）から同月29日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

## ア 交付期間及び交付時間

平成29年9月1日（金）から同月29日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。ただし、交付期間の最終日は正午まで。

## イ 交付場所

(1)に同じ。

## (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

## (5) 入札書及び仕様比較表の提出期限及び提出場所

## ア 提出期限

平成29年10月12日（木）午後5時。ただし、郵便等による入札書等の受領期限は、同月11日（水）午後5時とする。

## イ 提出場所

(1)に同じ。

## (6) 開札の日時及び場所

次のとおりとする。なお、落札者の決定は、入札説明書に示すところにより後日審査の上決定し、通知する。

## ア 日時

平成29年10月12日（木）午後5時

## イ 場所

(1)に同じ。

## 5 入札者に要求される事項

(1) 入札は、紙入札により行うこと。

(2) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す事前提出物を4の(1)の場所に平成29年9月29日（金）までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に12を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、入札説明書で示すところにより、入札書および仕様比較表の総合評価により行う。
- (2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。

## 8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 手続における交渉の有無

無

- (5) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products

2,564 sets of notebook-type computers to be leased

94 sets of desktop-type computers to be leased

303 sets of notebook-type computers for internet connection to be leased

42 sets of mobile-type computers to be leased

A suite of software to be purchased

- (2) September 29, 2017 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

- (3) October 12, 2017 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(October 11, 2017 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

- (4) Please Contact : Information Policy Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7614